



国自旅第62号の2
令和元年 7月9日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

自動車局旅客課長



「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての
審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局
運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。

(別 添)
国自旅第62号
令和元年 7月9日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての
審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について」の一部改正について

本年6月14日の「旅客自動車運送事業等報告規則」(昭和39年運輸省令第21号)及び「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」(平成24年国土交通省告示第769号)の一部改正に伴い、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について」(平成26年7月1日付け国自旅第70号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので、念のため申し添える。

○一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について(平成26年7月1日付け国自旅第70号)(一部改正)

改 正	現 行
<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局旅客課長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について</p> <p>新たな貸切バスの運賃・料金制度の施行に伴い、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の設定又は変更には変更の際に、運賃・料金の上限及び下限が地方運輸局長が定める範囲以外である場合に、変更命令を行うか否かの審査及び変更命令の発動については「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領」について(平成26年3月26日付け国自旅第618号)の「第2. 運賃・料金の変更命令の処理要領」の「3. 変更命令を行うか否かについての審査要領」及び「4. 運賃・料金の変更命令を発動する基準」により行うこととしているところであるが、具体的な審査及び発動にあたっては、この細目に定めるところにより取り計らわれたい。なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局旅客課長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について</p> <p>新たな貸切バスの運賃・料金制度の施行に伴い、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の設定又は変更には変更の際に、運賃・料金の上限及び下限が地方運輸局長が定める範囲以外である場合に、変更命令を行うか否かの審査及び変更命令の発動については「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領」について(平成26年3月26日付け国自旅第618号)の「第2. 運賃・料金の変更命令の処理要領」の「3. 変更命令を行うか否かについての審査要領」及び「4. 運賃・料金の変更命令を発動する基準」により行うこととしているところであるが、具体的な審査及び発動にあたっては、この細目に定めるところにより取り計らわれたい。なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p>
<p>国自旅第70号 平成26年7月1日 国自旅第70号 平成27年7月23日 一部改正 国自旅第61号 平成29年5月1日 一部改正 令和元年7月9日 一部改正</p>	<p>国自旅第70号 平成26年7月1日 国自旅第70号 平成27年7月23日 一部改正 国自旅第61号 平成29年5月1日 一部改正</p>
<p>記</p> <p>第1. 運賃及び料金の原価の算定 1 運賃に係る原価の算定については、以下のとおり各費用項目を算定する。 (1)～(6) (略) (7) 営業費のうちの手数料等及びその他経費の算定 営業費のうちの手数料等及びその他経費実績原価に対し、物件費デフレターを乗じて算定 (8)～(11) (略)</p>	<p>記</p> <p>第1. 運賃及び料金の原価の算定 1 運賃に係る原価の算定については、以下のとおり各費用項目を算定する。 (1)～(6) (略) (7) 営業費のうちの手数料等及びその他経費の算定 営業費のうちの手数料等及びその他経費実績原価に対し、物件費デフレターを乗じて算定 (8)～(11) (略)</p>

2 (略)

第2. ～第4. (略)

附則 (令和元年7月9日 国自旅第62号)

この通達は、令和元年8月1日以降に届け出るものから適用する。

2 (略)

第2. ～第4. (略)

国自旅第70号
平成26年7月1日
国自旅第70号
一部改正 平成27年7月23日
国自旅第61号
一部改正 平成29年5月1日
国自旅第62号
一部改正 令和元年7月9日

各運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての
審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について

新たな貸切バスの運賃・料金制度の施行に伴い、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の設定又は変更の際し、運賃・料金の上限及び下限が地方運輸局長が定める範囲以外である場合に、変更命令を行うか否かの審査及び変更命令の発動については、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」（平成26年3月26日付け国自旅第618号）の「第2. 運賃・料金の変更命令の処理要領」の「3. 変更命令を行うか否かについての審査要領」及び「4. 運賃・料金の変更命令を発動する基準」により行うこととしているところであるが、具体的な審査及び発動にあたっては、この細目に定めるところにより取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

第1. 運賃及び料金の原価の算定

1 運賃に係る原価の算定については、以下のとおり各費用項目を算定する。

(1) 人件費の算定

① 当該ブロック全職種平均給与月額より当該事業者の運転者平均給与月額（賞与含む。以下同じ。）が高い場合

原価計算書に記載された人件費に人件費デフレーターを乗じた額

② 当該ブロック全職種平均給与月額より当該事業者の運転者平均給与月額が低い場合

$$\left(\text{当該ブロック全職種平均給与月額} + \text{当該事業者の運転者平均給与月額} \right) \div 2 \times \text{当該事業者の運転者支給延人員（人月）} + \text{当該事業者の運転}$$

者給与計以外の運送部門の人件費) × 人件費デフレーター

- ③ ①又は②で算定した額について次式により基準賃金と基準外賃金を算定
基準賃金 = ①又は②で算定した額 × 各運賃ブロックの平均基準賃金比率
基準外賃金 = ①又は②で算定した額 × 各運賃ブロックの平均基準外賃金比率

(2) 燃料油脂費の算定

燃料油脂費実績原価に対し、1年度につき燃料価格傾向値を乗じて算定

(3) 車両修繕費の算定

車両修繕費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定

(4) 車両減価償却費の算定

① 各車種区分毎に次式により算定

大型車 = (期中平均車両数 × 平均価格) ÷ ((当該事業者の平均使用年数 + 5年) ÷ 2)

中型車 = (期中平均車両数 × 平均価格) ÷ ((当該事業者の平均使用年数 + 5年) ÷ 2)

小型車 = (期中平均車両数 × 平均価格) ÷ ((当該事業者の平均使用年数 + 5年) ÷ 2)

② 大型車、中型車、小型車を足し上げた額に物件費デフレーターを乗じて算定

(5) 諸税の算定

各諸税の実績原価

(6) 保険料の算定

各保険料の実績原価

(7) 営業費のうちの手数料等及びその他経費の算定

営業費のうちの手数料等及びその他経費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定

(8) 一般管理費の算定

① 人件費の算定

人件費実績原価に対し、人件費デフレーターを乗じて算定

② 一般管理費のうちその他経費の算定

一般管理費のうちその他経費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定

(9) 営業外費用の算定

その他経費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定

(10) 適正利潤の算定

適正利潤は次式により算定する。

自己資本構成×ベースとなる資産合計×資本報酬率

(11) 安全運行に係る経費（安全コスト）の算定

① 原価計算書等の様式3の安全運行に係る経費の実績年度、翌年度及び翌々年度を足し上げた額に対し、1/3を乗じて算定

② ①により算定した額に対し、総乗務時間を除して算定

③ ②で算定した額と基準安全コストのいずれか高い額

2 交替運転者配置料金に係る原価の算定については、以下のとおり算定する。

(1) 時間あたり料金の算定

1 (1)③により算定した基準賃金÷総乗務時間

(2) キロあたり料金の算定

1 (1)③により算定した基準外賃金÷総走行キロ

第2. 基準運賃の算定の考え方

基準運賃の算定については、第1. により算定した各費用項目の額を用いて、以下のとおり行う。

(1) 時間あたり基準運賃額の算定

(基準賃金 + (車両減価償却費×1/2) + 施設賦課税 + 営業費のうちその他経費 + 一般管理費 + 営業外費用 + 適正利潤) ÷ 総乗務時間 + 安全コスト査定額

(2) キロあたり基準運賃額の算定

(基準外賃金 + 燃料油脂費 + 車両修繕費 + (車両減価償却費×1/2) + 自動車税 + 自動車重量税 + 自動車損害賠償責任保険料 + 車両保険料) ÷ 総走行キロ

(3) 車種区分ごとの算定

① 時間あたり運賃額

大型車 = 時間あたり基準運賃額 × 当該ブロックの車両合計 ÷ (大型車両数 + 中型車両数 × 中型車原価比率 + 小型車両数 × 小型車原価比率)

中型車 = 大型車運賃額 (時間あたり運賃額) × 中型車原価比率

小型車 = 大型車運賃額 (時間あたり運賃額) × 小型車原価比率

② キロあたり運賃額

大型車 = キロあたり基準運賃額 × 当該ブロックの車両合計 ÷ (大型車両数 + 中型車両数 × 中型車原価比率 + 小型車両数 × 小型車原価比率)

中型車 = 大型車運賃額 (キロあたり運賃額) × 中型車原価比率

小型車 = 大型車運賃額 (キロあたり運賃額) × 小型車原価比率

第3. 変更命令の発動の考え方

第2. により算定した基準運賃額から上限30%、下限10%の幅を設けた場合に、当該幅に比べて届出運賃額の幅が大きい場合に、変更命令の発動を検討する。

第4. その他

運賃・料金の適用方が標準適用方法と異なる場合や、「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて」（平成26年3月31日付け国自旅第628号）とは異なる年間契約が設定された場合等、第1.～第3. の基本的な考え方のみでは判断できない場合については、届出事業者から資料の提出やヒアリング等の結果を踏まえ、安全コストが反映されているか、利用者保護の観点から支障がないかを個別に判断する。

附則（平成27年7月23日 国自旅第70号）

この通達は、平成27年7月23日以降に届け出るものから適用する。

附則（平成29年5月1日 国自旅第61号）

この通達は、平成29年5月1日以降に届け出るものから適用する。

附則（令和元年7月9日 国自旅第62号）

この通達は、令和元年8月1日以降に届け出るものから適用する。